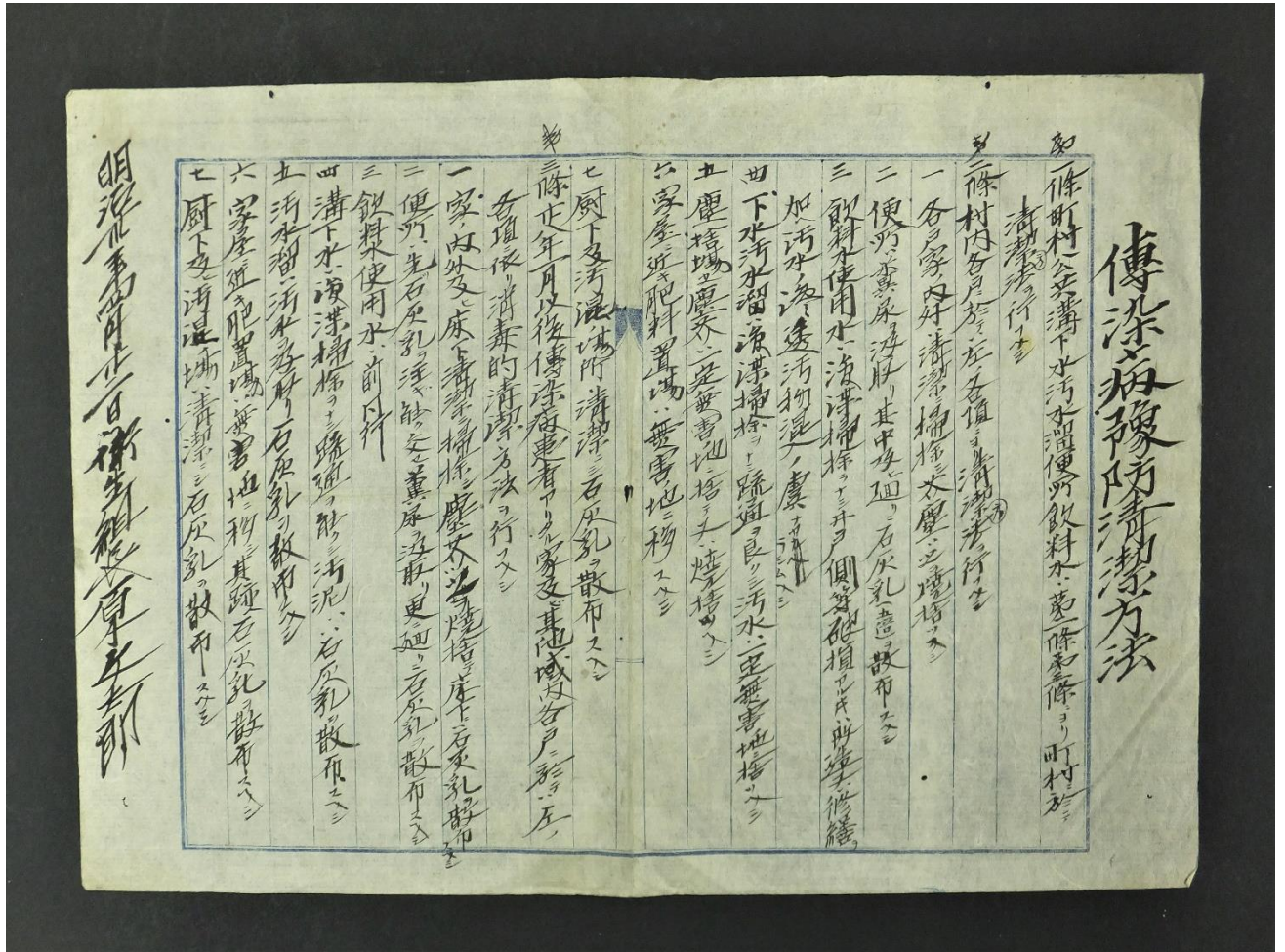


# 明治時代の伝染病予防



この文書は明治 30(1897)年に中藤中郷で作成されたもので、伝染病を予防するために行うべき行動が全 14 項目にわたって記されています。日本では同年 4 月 1 日に「伝染病予防法」という法律が制定されているため、同法に伴って作られたと考えられます。

各項目を見ると、あらゆる場面で「石灰乳ヲ散布スベシ」と書かれていることに気が付きます。石灰乳とは、水に溶解する以上の大量の消石灰を混ぜ、どろどろの状態にしたものです。強アルカリ性を示すため、かつては家や地域の消毒によく用いられていました。